

租税の徴収額に過不足

1 件 不当金額(収入) 1億6217万円
(前年度 1件 1億5492万円)

1 租税の概要

国税は、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手續、納付の手續等が定められている。

令和3年度に国が徴収決定した各税の総額は90兆1952億円で、このうち源泉所得税及復興特別所得税(以下「源泉所得税」)、申告所得税及復興特別所得税(以下「申告所得税」)、法人税、相続税・贈与税、消費税及地方消費税の合計額が全体の89.0%を占めている。

2 検査の結果

46税務署において、納税者69人から租税を徴収するに当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤っているのに、これを見過ごしたり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、徴収額が72事項計1億6062万円(平成27年度～令和3年度)不足していたり、2事項計154万円(平成30、令和元両年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これらの徴収不足額及び徴収過大額については、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

税 目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
		円		円
源泉所得税	2	171万	-	-
申告所得税	22	4922万	-	-
法人税	27	8129万	1	△96万
相続税・贈与税	6	459万	1	△58万
消費税	13	2240万	-	-
地方法人税	2	138万	-	-
計	72	1億6062万	2	△154万

(注) 地方法人税 地方法人税法に基づく税目であり、地方交付税の財源を確保するために、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税額の4.4%相当額(令和元年10月1日以後に開始する事業年度からは10.3%相当額)を課税するもの

上記のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、税目ごとの主な態様及び事例は次のとおりである。

(1) 源泉所得税

徴収不足になっていた2事項は、配当に関する事態である。

(2) 申告所得税

徴収不足になっていた22事項の内訳は、譲渡所得に関する事態が12事項、所得税額の特別控除に関する事態が7事項及びその他に関する事態が3事項である。

(3) 法人税

徴収不足又は徴収過大になっていた28事項の内訳は、法人税額の特別控除に関する事態が11事項、交際費等の損金不算入に関する事態が6事項及びその他に関する事態が11事項である。

<事例> 給与等の引上げを行った場合等の法人税額の特別控除額の算定を誤ったため、法人税額から控除する金額が過大となっていた事態

A会社は、元年8月から2年7月までの事業年度分の申告に当たり、当該事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額(以下「雇用者給与等支給額」)15億8352万円が前事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額(以下「比較雇用者給与等支給額」)14億7236万円を上回るなどとして、雇用者給与等支給増加額1億1115万円の15/100相当額1667万円を法人税額から控除していた。

しかし、A会社の前事業年度分の申告書に添付された明細書等によれば、雇用者給与等支給額から控除すべき適正な比較雇用者給与等支給額は14億8745万円であった。したがって、適正な雇用者給与等支給増加額

は9606万円と算出され、法人税額の特別控除額はその15/100相当額の1440万円となり、226万円過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額が同額徴収不足になっていた。

(4) 相続税・贈与税

徴収不足又は徴収過大になっていた7事項の内訳は、相続税額の加算に関する事態が5事項及びその他に関する事態が2事項である。

(5) 消費税

徴収不足になっていた13事項の内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が8事項、課税売上高の計上に関する事態が3事項及びその他に関する事態が2事項である。

国税局等	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税 贈与税		消費税		地方法人税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)
関東 信越 国税局	4	1	99万 -	3	764万 -	1	62万 -	3	166万 -	1	71万 -	-	-	9	1164万 -
東京 国税局	24	1	71万 -	10	1430万 -	12	6374万 -	3 1	293万 △58万	10	2043万 -	2	138万 -	38 1	1億0353万 △58万
金沢 国税局	2	-	-	-	-	2	495万 -	-	-	-	-	-	-	2	495万 -
名古屋 国税局	6	-	-	6	2160万 -	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2160万 -
大阪 国税局	2	-	-	1	103万 -	1	56万 -	-	-	-	-	-	-	2	159万 -
広島 国税局	4	-	-	1	269万 -	3 1	338万 △96万	-	-	1	53万 -	-	-	5 1	661万 △96万
熊本 国税局	3	-	-	1	193万 -	7	744万 -	-	-	-	-	-	-	8	938万 -
沖縄 国税 事務所	1	-	-	-	-	1	58万 -	-	-	1	71万 -	-	-	2	129万 -
計	46	2	171万 -	22	4922万 -	27 1	8129万 △96万	6 1	459万 △58万	13	2240万 -	2	138万 -	72 2	1億6062万 △154万